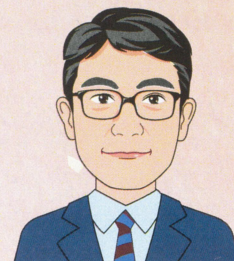




「梅は咲いたか、桜はまだかいな」

YMCグループ代表 高橋 雷太



春4月、はやいもので今年も3か月が過ぎました。4月は新入学、新入社の季節ですが、当社もこの4月より2名の新たなメンバーを迎えることができました。春と言えば桜ですが、3月に入っても肌寒い日が多かったものの、高知で3月23日、鹿児島も24日には開花宣言が出され、高知で28日、鹿児島でも4月4日には満開の便りが届き、桜の咲きほこる入学式、入社式となりました。

ところで、ひとびとはいつのころから桜を愛でるようになったのでしょうか。最初のお花見は平安初期、天長8年（831年）に嵯峨天皇が神泉苑で行った「花宴の節」だと言われています。そして桜の下で宴を催すようになった立役者は豊臣秀吉であり、文禄3年（1594年）に家康や伊達政宗などの武将や茶人ら著名人約5,000人を招いて「吉野の花見」といわれる茶会や歌会を5日間にわたって開いたと言われています。

また、百人一首には桜を詠んだ歌が6首あるそうですが、明らかに桜という言葉が含まれているのは3首のようです。「いにしへの奈良の都の八重桜…」「高砂の尾の上の桜咲きにけり…」「もろともにあはれと思へ山桜…」いずれも、桜の美しさ、桜の季節が到来した喜び、桜に込めた切なさをそれぞれ見事に表現している句であり、いかに桜がいろいろな想いを運んでいたかがわかります。

子供のころは桜の開花にさほど興味もありませんでしたが、年齢とともにいろいろな思いを桜に重ねるようになります。冬の寒さが厳しいほど桜はきれいに咲き、いざ開花というところに寒の戻りがあってなかなか咲かなかったり、せっかく咲いたと思えば春の嵐に襲われたり、開花してもひとときで散ってしまうなど人生の機微を桜に感じるようになってきました。いにしへの先人も同じような思いを桜に感じていたのだらうと思います。

ところで、百花の魁といわれる梅の開花ですが、今年は冬の寒波の影響で東京が平年より1週間遅い1月29日、高松では1か月以上遅い2月17日だったそうです。桜の開花は平年並みのようなので、梅と桜の開花の時期が近づいているというのも気候変動の影響でしょうか。

「梅は咲いたか、桜はまだかいな」という端唄がありますが、最近では「梅は咲いたか、桜ももうかいな」という感じですね（笑）。そしてあっという間に柳の季節がやってきます。

忙中閑あり、花の移ろいに季節を感じられる余裕をもって日々穏やかに過ごせればと思います。

3ヶ月の税務

4月の税務

- 3月分源泉所得税・住民税の納付（4/10期限）
- 2月決算法人の確定申告と納税（4/30期限）
- 8月決算法人の中間申告と納税（4/30期限）
- 軽自動車税の納付（4/30期限）
- 所得税振替日4月23日（水）
- 個人事業者の消費税振替日4月30日（水）

5月の税務

- 4月分源泉所得税・住民税の納付（5/12期限）
- 3月決算法人の確定申告と納付（6/2期限）
- 9月決算法人の中間申告と納付（6/2期限）
- 所得税延納分の最終納付（6/2期限）
- 自動車税の納付（6/2期限）
- 固定資産税第1期分の納付（6/2期限）

6月の税務

- 5月分源泉所得税・住民税の納付（6/10期限）
- 4月決算法人の確定申告と納税（6/30期限）
- 10月決算法人の中間申告と納税（6/30期限）

社労 トピックス TOPIC

2025年4月1日から段階的に施行の 育児・介護休業法改正ポイントについて



育児・介護支援は単なる福利厚生ではなく、少子高齢化により労働力不足が進む中、従業員の離職を防ぎ長く働ける環境を提供することにつながります。今回の法改正により、育児・介護関連の制度が大幅に拡充されるため、法改正内容に適合した形へ見直す必要があります。

【2025年4月1日から施行】

1. 子の看護休暇の見直し ☆就業規則等の見直し 要

名称が「子の看護等休暇」に変更され、対象範囲が「小学校3年生修了まで」に拡大しました。また、取得事由として「感染症に伴う学級閉鎖等」や「入園（入学）式・卒園式」が追加され、利用できる場面が広がりました。さらに、労使協定による除外規定であった「継続雇用期間6ヶ月未満」が廃止され、より多くの労働者が利用可能になりました。

改正内容	2025年3月31日まで	2025年4月1日以降
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式 ※授業参観や運動会参加は認められません。
労使協定による除外規定の一部廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6ヶ月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

2. 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ☆就業規則等の見直し 要

対象の範囲が「小学校就学前の子どもを養育する労働者」に拡大されました。これにより育児期間の長い期間で残業免除を受けられるようになり、子育てと仕事との両立がさらに期待できます。



3. 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加

育児と仕事の両立を実現するために、次のテレワーク導入に関する内容が追加されました。

(1)短時間勤務の代替措置にテレワークを追加 ☆選択する場合は就業規則等の見直し 要

労使協定により短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合の代替措置として、既存の「育児休業に関する制度に準ずる措置」、「始業時刻の変更等」に加え「テレワーク」が追加されました。

(2)育児のためのテレワーク等の導入の努力義務化

(1)と混同しやすいので注意が必要です。(1)はあくまで短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合における代替措置としての選択肢ですが、こちらはそうではなく幅広く3歳未満の子を養育する労働者を対象としたものになります。

4. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」の公表義務の対象が常時雇用する従業員300人超の企業へと拡大されました。詳細については、厚労省が運営するサイト「両立支援のひろば」<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>をご参照ください。

5. 介護と仕事の両立支援制度の強化 ☆労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し ㊟

(1)介護休暇の労使協定による除外規定であった「継続雇用期間6ヶ月未満」が廃止

(2)介護離職防止のための雇用環境整備

介護と仕事の両立支援制度の利用を労働者が申し出やすいよう、以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

6. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、早期の情報提供の義務化

(1)介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

労働者から介護に直面した旨の申出があった際に、休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向確認を行わなければなりません。

- 【周知事項】 ①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容）
 ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）
 ③介護休業給付金に関すること

【方 法】 ①面談（オンライン面談可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

(2)介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供を行わなければなりません。

- 【情報提供期間】 ①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間）
 ②労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか

- 【情報提供事項】 ①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容）
 ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）
 ③介護休業給付金に関すること

【情報提供の方法】 ①面談（オンライン面談可） ②書面交付 ③FAX
 ④電子メール等 のいずれか



7. 介護のためのテレワーク導入 ☆選択する場合は就業規則等の見直し ㊟

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化されました。

2025年10月1日から施行の

○柔軟な働き方を実現するための措置等

○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

については、次号でご案内いたします。



2025年4月1日以降、育児介護休業法改正のほか育児休業給付の給付率の引き上げ（出産後休業支援給付金の創設）や育児時短就業給付の創設など大幅な改正が行われます。

詳細については、厚生労働省「育児休業等給付について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html をご覧ください。

（担当：別府 かおり）

税務情報 TAX INFORMATION

令和7年度税制改正について

令和7年の税制改正のうち、個人の働き方等に影響を与える個人所得税の改正を取り上げたいと思います。

※本記事は税制改正大綱をもとに2月に作成しています。

➤ 1. いわゆる「103万円の壁」が、「123万円」に変更になりました

103万円の壁とは、扶養の範囲内でパート等として働くことができる給与の上限を表しています。この103万円が令和7年より123万円に増加する予定です。なお、この改正は配偶者以外の扶養親族の判定にも影響します。



令和6年まで

- ア 103万円（給与収入） - 55万円（給与所得控除） = 48万円…「給与所得」
 イ 扶養親族となる合計所得金額要件：**48万円以下**
 ⇒給与所得（48万円）が合計所得金額要件を満たすため扶養になります。

令和7年以降

- ア 123万円（給与収入） - 65万円（給与所得控除） = 58万円…「給与所得」
 イ 扶養親族となる合計所得金額要件：**58万円以下**
 ⇒給与所得（58万円）が合計所得金額要件を満たすため扶養になります。

➤ 2. 大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する制度が導入されます

扶養親族のうち19歳から23歳未満の親族は、63万円の所得控除（注）の対象となっていますが当該親族の年収が103万円を超えた場合、所得控除がゼロになっていました。（注）所得控除が大きいほど、負担する税額は少なくなります。

令和7年の改正で、この103万円の年収ラインを150万円まで引き上げ「変更1」、かつ、子の収入に応じて所得控除の額を変動させる制度「変更2」を導入しました。

※子の給与収入が188万円を超えると所得控除はゼロになります。



子の給与収入	令和6年の所得控除	令和7年の所得控除
103万円	63万円	63万円
120万円	ゼロ	63万円 [変更1部分]
135万円	ゼロ	63万円 [変更1部分]
150万円	ゼロ	63万円 [変更1部分]
165万円	ゼロ	31万円 [変更2部分]
180万円	ゼロ	11万円 [変更2部分]

今回の改正より、働き手側は、働く時間を増やし収入を増やすことが可能となり、雇用者側は、従業員の数を増やすことなく労働力を確保することが可能となります。社会保険の内容も踏まえ、今後の働き方などをご検討ください。

なお、追加の改正事項は10月号に掲載いたします。

（担当：内立輪 勝）

日頃お世話になっているお客様をご紹介します



Customer Introduction お客様紹介



社会福祉法人 信成会

当法人は、障害者支援施設ふさと学園、児童発達支援・放課後等デイサービスふさと森、就労継続支援B型ふさとのWA、共同生活援助すてっぷはうす1・2などの事業を運営しています。出生前から乳幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期のすべてにおいて利用児・お客様のライフステージを切れ目なく一貫してサポートできる体制を整えています。

おかげさまで昨年、創立30周年を迎えた社会福祉法人です。

それぞれの特性に応じた支援を行い、一人一人が活き活きと輝ける場を提供しています。

基本方針

1. 本人・家族の身になって考え行動する。
2. 自然豊かな環境や食材等健康管理に努め安全に過ごせる環境を整える。
3. 自分を大切にすることを育み自分にちょうどよいを目指す。
4. 共生社会の実現に向けて地域と交流するとともに、地域のちからになる。



@SINSEIKAI_FURUSATO
Instagram



ホームページ

Information

〒899-2201
鹿児島県日置市東市来町湯田7107-8
TEL : 099-274-2061
http : //www.furusato-gaku-mori.com



2024年 第34回

『住まいのリフォームコンクール』

知事賞

《国分清水麓の二つ家造り～歴史を受け継ぎ次世代へつなぐ～》

アメリカ在住（日本人）のクライアントが終の住まいとして購入した築70年以上の古民家を改修。

リフォームに際し「極力形態を変えないエリア」・「必要に応じた小規模改修エリア」・「自由に創造可能なエリア」に分けてデザインし、南九州に古くから伝わる「二つ家造り」*を活かしたリフォームができたことが、クライアントにも喜ばれ審査員の評価にもつながった。（審査講評より）

*「二つ家造り」…おもてなしの間オモテと、台所・囲炉裏のある生活の間ナカエの二つの棟が連結された造り

有限会社 千匠設計

「建築技術をもって社会に貢献する」を合い言葉に千匠設計はお客様のニーズに高いレベルで応えられるよう心掛けて一步一步前進していきます。



一級建築士
岩田 幸千

Information

〒890-0055
鹿児島市上荒田町7-5 ネオ・シーズン405
TEL : 099-255-7020



『ファッションショー』

篠原 直

フェイス
Face

。。。。



娘が美容系の学校に進学したことをきっかけに、人生で初めて生で「ファッションショー」を見る機会がありました。ファッションショーと言っても準備・構成・段取りまですべて学生が行うので、どこか手作り感のあるアットホームなショーでした。ランウェイを囲み観客席が設けられていて、テレビでよく見る雰囲気に見ている私たちも少し緊張したのを覚えています。

上級生がテーマに沿った服装とメイクを下級生であるモデルに施しチームごとにBGMを決め、終盤ではステージ上でメイクと最終調整を行うという構成で進められ、素人の私は奇抜なファッションとメイクに圧倒されてしまいました。

衣装が手作りでランウェイを歩きながら少しずつパーツが落ちるなどのハプニングもありましたが、学生たちが準備に相当な時間をかけ臨んでいるのを見て側にも伝わるすばらしいショーでした。

これから将来、いろんな夢を抱いている貴重な若者に輝かしい未来があることを心から感じた1日でした。

- つれづれ草 - Turezuregusa

我が家の2027年問題

油田 信幸

築30年を越えた我が家は、これまでにさまざまな修繕や家電の買い替えをしてきました。台風での損害に始まり、落雷によるテレビや湯沸かし器の故障、シャワートイレの交換、家電製品以外にも外壁・屋根の塗装等様々ありました。また、それ以外にも数多くの家電製品の買い替えをしてきました。レコーダー、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、炊飯器等大小数え上げたらきりがありません。30年前、家を新築した当時の家電製品で、現役で残っているものはほとんどありません。家電製品の平均寿命が10年前後とされていますので単純に数えて、すべてのものは少なくとも3回は買い替えられている計算になります。その総額を考えると大変な金額になり、一度に買い替えたとなるととんでもない金額になります。しかしながら幸運なことにこれまでは、買い替えが一度に重なることはほとんどなく、不思議なもので1年に1個若しくは2個ぐらいで済んできました。

しかし、去年から今年にかけてはこれまでとは様子が違います。夏前にエアコンの調子が悪くなって、買い替えたのを皮切りにビルトインのガスコンロ、石油ファンヒーター、さらにヒートショックが話題になり温風ヒーター、冬場になり水仕事で手荒れひび割れがひどくなり食洗器、そのほかこまごまとしたものを入れると、これまで経験したことがない異様なペースで家電製品の購入や買い替えが発生しました。

そんな中、キッチンや子供部屋の蛍光灯がチカチカしだし交換をすることになりました。ここで、「蛍光灯の2027年問題」という言葉に遭遇しました。みなさんご存じでしょうか。何が問題かという蛍光灯が2027年末までに製造、輸出入が禁止の予定であるということです。白熱球も同様の問題があって、大手のメーカーがすでに従来型の製造は中止しています。照明機器がLEDになるということは漠然とは知っていましたが、具体的な期日まではほとんど意識していませんでした。まだまだ先と考えていたものが再来年に迫っていることを初めて認識しました。

よくよく考えると、白熱球や蛍光灯は交換をしても照明器具は30年前のものをいまだに使い続けていることに気がきました。なんと寿命が長いことでしょうか。この機会にLED化しようと考え照明器具自体を新しくすることにしました。LEDの利点は、明るさ、点灯の速さです。まだ電気代の実感はないですが電気代の節約のほか光源の寿命の長さが挙げられます。逆に欠点といえば、これまでは電球や蛍光灯だけの交換で済んだものが、LED照明になると次は、LED照明器具ごと替えないといけない点です。さらに、一か所を新しくするとこれまでの古い照明が何となく暗く思えてしまい、まだまだ使えそうな照明器具も新しくしたくなってしまいます。また、その明るさゆえにこれまで目立たなかった長年の部屋の汚れが目立ってきたことです。おかげで電化製品とは関係のない部屋の壁紙や、天井までリニューアルしたくなってきました。

これまで「蛍光灯」という言葉は文字通りの意味のほか、「反応の遅い人」の例えとして使ってきましたが、LED化するとこれまでとは真逆の「反応の素早い人」の例えになり日本語自体の意味も変わっていきそうです。

我が家の照明のある場所を数えると大小20か所近くあります。これまで新しくLEDにした場所は全体の2割ぐらいです。一度に変えるとなると電気工事の必要な場所も考えられ金銭的な負担も相当なものです。

単純に蛍光灯の交換に始まったことが、これまでの家電製品の買い替えのような単純な問題では済まなくなってきました。

我が家の、2027年問題の解決には当分の間かかりそうです。



編集
後記

4月になり桜の季節を迎えました。この時期になると思い出すのは、地元の中学校に咲いている桜です。入学式の時期になると満開の桜で新入生を迎えてくれます。1週間ほどで桜は散ってしまうのでこの時期だけの景色です。

日本には、その時期でしか見られない景色があります。皆様も桜を見に休日出かけて、日本の春を感じてはいかがでしょうか。私も今年は妻と一緒に桜を見に行こうと思います。

関 正嗣